資料２

福島県相双地域保健医療福祉推進計画（素案）に対する協議会委員の意見等とその対応

番号	頁	行	項目		委員氏名（敬称略）	意見等	理由	左の対応
1	6	18	Ⅳ-1-(2)	医療提供体制の再構築	相双地方振興局長 石本　健	福島県浜通り地方医療復興計画（第２次、平成25年2月策定）との整合性をとる必要はないのか	例えば、浜通り地方医療復興計画では「相馬エリア」と「双葉エリア」に分けて課題と取組の方向性をそれぞれに記載し、医療提供体制全体の再構築には、それぞれのエリアに応じた取組が記載されている	原案のとおりとします。 エリアごとの取組については、今後の双葉郡の帰還等の状況を踏まえて、検討してまいります。
2	6	26～27	Ⅳ-1-(2)	医療提供体制の再構築	相双地方振興局長 石本　健	双葉エリアにおけるいわき、県中（田村）医療圏との連携について、記載を追加	実質的に広野、楢葉はいわき地域に、川内は田村市に医療を依存しているため	原案のとおりとします。 震災後の救急医療連携の一例として、相馬エリアと県北医療圏の連繋を記述したものであるので、地域ごとの対応については、個別の状況を踏まえながら対応してまいります。
3	7	31～33	Ⅳ-1-(3)	安心できる子育て環境の整備	相双地方振興局長 石本　健	「施策の方向性」①について、「～相談体制の強化を図ります。」を「～帰還促進のためのリスクマネジメントや、スクールカウンセラーとの連携等による相談体制の強化を図ります。」に修正	子育て世帯の放射線への不安対策として、正しい知識を学ぶリスクマネジメントが重要である。 また、7月に開催した地域懇談会において保護者から教育と医療の連携（心のケア等）について意見があったため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「妊産婦や乳幼児、児童を持つ家族のストレスや不安に対応できるよう、関係市町村やスクールカウンセラー等と連携して、相談体制の強化を図ります。」 なお、リスクコミュニケーションについては、相談体制の強化の中で検討してまいります。

※　ページ番号及び行番号については、現在の案に対応している。